

# PCB使用照明器具の保有等に関する調査票

● 記入者名・記入者電話番号の記入をよろしくお願いします。

|      |  |         |  |
|------|--|---------|--|
| 調査番号 |  |         |  |
| 所有者名 |  | 事業所名    |  |
| 記入者名 |  | 記入者電話番号 |  |

◆調査票の回答は、以下のいずれかの方法で、**令和元年9月20日までに回答をお願いいたします。**

1. 同封の返信用封筒による返信
2. メールアドレス：pcb@timeagent.co.jpへ調査票をPDF化して返信

## ● 質問1

事業所内に照明器具から取り外したPCB使用安定器はありますか？

注：倉庫の奥や電気室等でみつかった例があります。

ある

ない

質問2に進む

## ● 質問2

事業所内に昭和52年3月以前設置の業務用照明器具はありますか？

注：建物や屋外照明の設置時期から判断。本体全部交換済なら「ない」【別紙1参照】

ある

ない

質問3に進む

## ● 質問3

質問2で「ある」と回答した照明器具（昭和52年3月以前設置）で安定器の製造年が昭和47年以前のもはありますか？

注：対象全部の照明器具の中にある安定器のラベルを確認【別紙2参照】

ある

ない

質問4に進む

## ● 質問4

質問3で「ある」と回答した（昭和47年以前製造）安定器にメーカー確認の結果、PCB使用分はありましたか？

注：照明器具の中にある安定器のラベルを確認【別紙2参照】

ある

ない

質問5に進む

## ● 質問5

事業所内に安定器以外にPCBを含むものはありますか？持っていれば、品名も記入してください。

例：昭和47年以前の変圧器・コンデンサーやそれらで使用していた絶縁油等

ある

品名(例:絶縁油)

ない

～質問は以上です。令和元年9月20日までに返送をお願いします。御協力ありがとうございました～  
調査票については、同封した返信用封筒により回答くださいますようお願いいたします。

株式会社タイム・エージェンツ 電話番号 0120-934-921 (令和2年1月31日まで開設)

# 調査票の回答方法

同封した「安定器の調査要領」をもとにPCB使用安定器の確認を行ってください。  
裏面の質問1から回答いただき、矢印の方向に進んでください。

- ・ 点検の際には、感電に注意してください。  
（照明スイッチOFF、器具内部は見るだけ（触れない））
- ・ 高所での作業を伴う場合には転落に留意してください。

※ 調査にあたっては環境省の補助制度が活用できる場合があります（LEDへの交換等の条件あり）。  
詳細：一般財団法人温室効果ガス審査協会 (<http://gaj.or.jp/eie/rule/index.html>)



蛍光灯の反射板の取り外し



脚立での確認の例



高天井での確認の例

## 【調査実施機関・返送先】(ヘルプデスク)

委託業務受託者 株式会社タイム・エージェント

電話番号 0120-934-921

期 間 令和元年8月19日から令和2年1月31日まで

受付時間 平日9時から17時まで

## 【調査発注者】

越谷市役所環境経済部産業廃棄物指導課

調査票記入にあたり追加事項等がございましたら以下に記入してください。